

## 芸防漁業協同組合内水共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、芸防漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第1号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、ます、こい、うなぎ、ふな及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認および遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、しなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模	ウ 期間
建 網	1人2統までとし2統の合計延長は50メートル以下とする。	8月19日～25日の間の日曜日から11月30日まで
籠・箱 (うなぎを目的とする)	籠・箱の合計で1人5個までとする。	5月1日から9月30日まで
籠 (もくずがにを目的とする)	1人5個までとする。	4月1日から12月31日まで

2 夜間電燈を使用しての遊漁は行ってはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	竿釣：5月の最終日曜日から11月30日まで 手釣：8月6日～12日の間の日曜日から11月30日まで 網漁：8月19日～25日の間の日曜日から11月30日まで
ます	3月の最終日曜日から8月31日まで
うなぎ	5月1日から9月30日まで
こい ふな	1月1日から12月31日まで
もくずがに	4月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
岩国市小瀬両国橋上流端から上流100メートル及び下流686メートルまで	あゆの全漁具・漁法	9月20日から11月30日まで
弥栄オートキャンプ場駐車場の左岸下流域の石垣と対岸の大岩を結んだ線から上流大三郎橋下端までの約600メートル区域	あゆの手釣・網漁業	通年
大竹市防鹿地先から岩国市小瀬前淵地先に架かる沈下橋から上流260メートルの地点と沈下橋から下流190メートルの区域	あゆの手釣・網漁業	通年
弥栄ダム堰堤本体より500メートル上流に設置した「流木防止装置」より下流の弥栄湖の区域並びに「水質保全装置(噴水船)」及び「水質保全装置(ポンプ船)」の周囲50メートルの区域	全漁具・漁法	通年

(全長等の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
ます	全長 15センチメートル以下
こい	全長 20センチメートル以下
ふな	全長 6センチメートル以下
うなぎ	全長 30センチメートル以下
もくずがに	全甲幅 5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生の生徒の場合は無料、肢体不自由者の場合は次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする

魚種	漁具漁法	漁者の区分	期間	遊漁料	備考
あゆ	手釣 竿釣	大人	1日	2,000円	年券を2等 と略称
			1年	7,000円	
		中学生	1日	300円	
			1年	1,000円	
	建網 投網 たも網	全遊漁者	1日	3,000円	年券を1等 と略称
			1年	12,000円	
ます	手釣 竿釣	大人	1日	1,000円	
			1年	3,000円	
		中学生	1日	500円	
			1年	1,000円	
こい ふな	手釣 竿釣	大人	1日	300円	
			1年	3,000円	
		中学生	1日	150円	
			1年	1,000円	
	投網	全遊漁者	1日	1,000円	
			1年	6,000円	
うなぎ	手釣 竿釣	大人	1日	300円	
			1年	3,000円	
		中学生	1日	150円	
			1年	1,000円	
	延縄 籠・箱	全遊漁者	1日	1,000円	
			1年	6,000円	
もくずがに	手釣 竿釣	大人	1日	300円	
			1年	3,000円	
		中学生	1日	150円	
			1年	500円	

	籠	大人	1日	1,000円
			1年	6,000円
	中学生	1日	150円	
		1年	1,000円	

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所
(1)	芸防漁業協同組合	山口県岩国市小瀬 1029 番地
(2)	その他組合が指定する場所	

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定した時も同様とする。

#### (遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

#### (遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

岩国市小瀬両国橋上流端から上流 100 メートル及び下流 686 メートルまで

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

#### (漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する